平成２１年（フ）第６９９号
宮崎市永楽町184番地２　西下コーポ402号
債務者　長岡　　仁
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０６号
宮崎市大島町四反田632番地　市営住宅238棟22号
債務者　山下　良子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１２号
宮崎市大字恒久3923番地　ヴィルセゾンＪ３―103号
債務者　髙倉　智子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１６号
宮崎市佐土原町西上那珂6859番地26
債務者　柳　　良丈
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋323番地、前住所宮崎県西都市大字山田1453番地
債務者　永野ツイ子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６号
宮崎県延岡市塩浜町４丁目1630番地32
債務者　荒木　杏子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５号
鹿児島県姶良郡姶良町西餅田１番地
債務者　大竹　祥夫
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第７号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2416番地、旧住所宮崎市大字小松1017番地
債務者　三浦　安雄
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
沖縄県国頭郡本部町字浦崎291番地
債務者　知念　民男
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第８１号
沖縄県国頭郡本部町字浦崎291番地
債務者　知念　弘子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第８２号
沖縄県国頭郡本部町字東589番地１エクセルマンション202号
債務者　知念　啓太
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第４５号
沖縄県石垣市字石垣15番地　ワコーレＫＡＭＩＪＩ403号室、住民票上の住所兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ３棟103号
債務者　矢次　智晃
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３号
沖縄県石垣市字石垣279番地　新城マンション103号
債務者　大城　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１１号
長野県上田市上丸子1734番地14
債務者　樋口　幸信
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２７号
神戸市西区枝吉４丁目98―２、旧住所大阪市城東区東中浜５丁目５―３
債務者　吉井　政子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
兵庫県明石市魚住町清水82―１―101
債務者　山本　芳伸
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
兵庫県明石市魚住町清水251―29―405
債務者　齊藤加奈子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係